

地域独自の 気候風土 適応住宅を!

- 地域独自のかたちです
気候風土や文化にねざした地域性を反映できるというのは、
全国一律規格のハウスメーカーの家づくりにはできない、地域の住宅産業の強みです。
- 地場産業の活性化につながります
地域の技術、地域の職人による家づくりは、地域工務店だけでなく
左官、建具、林材業、設計事務所など、地場のさまざまな職種の発展に寄与します。
- 景観形成や文化の継承に役立ちます
地域色豊かな家は、地域の町並みや景観を形成し、
気候風土に即した生活文化を次世代に伝える場になります。
- 自然や人と共生する暮らしを育みます
室内と外界とを遮断せず、ゆるやかにつなげる空間構成は、
四季折々の季節を味わう感性や、地域の人との自然なやりとりを生みます。

気候風土適応住宅とは

2020年の「建築物省エネ法」の義務化で、すべての新築住宅で、設計段階での「省エネ基準適合性」を求められるようになります。しかし、これが高気密高断熱住宅など「閉鎖系」住宅の外皮性能を想定した基準であるために伝統的な木造住宅など、地域の気候風土に適応した「開放系」の温熱環境調整手法による家づくりが困難になることが分かってきました。そこで、省エネ達成の「もう一つの選択肢」として「気候風土適応住宅」という枠組が新たにできました。

省エネを実現する方法は外皮性能だけではない



地域の自然環境に応じ、その地域らしい暮らしを実現する「気候風土適応住宅」

	高気密高断熱住宅	気候風土適応住宅
基準の選択	平成28年(2016年)基準	地域の特定行政庁で作る認定基準
外皮性能	地域によりUA値0.46~0.87以下	要計算だが、適応義務なし
リソース	工業的な技術	地域に伝わって来た知恵
多様性	全国一律(寒い地方寄り)	地域によりさまざま
コンセプト	北方閉鎖系：厳しい自然を遮断	南方開放系：自然との融和
主な担い手	住宅メーカー	地域工務店や設計事務所

なぜ「気候風土適応住宅」という枠組ができたのか？



文化庁、農水省、林野庁、経産省、国交省、観光庁で構成する「和の住まい推進関係省庁連絡会議」が日本の建築文化の豊かさを発信するために発行した「和の住まい」。ここで紹介される家のほとんどは、外皮性能が省エネ基準に達していません。それでも低エネルギーでの暮らしが生まれ、観光客を満足させる日本らしい住文化やまちなみを形成しています。

建築物省エネ法の義務化が予定されている 2020 年はオリンピック開催の年でもあります。海外に誇ることのできる日本の素晴らしい住文化を未来へとつないでいくために、国は「気候風土適応住宅」という「別の枠組み」を用意したのです。

先導事例収集のための補助金

「平成29年度サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）」で気候風土適応住宅として認定されると、最大 100 万円の補助を受けることができます。

募集期間：8/1～11/15

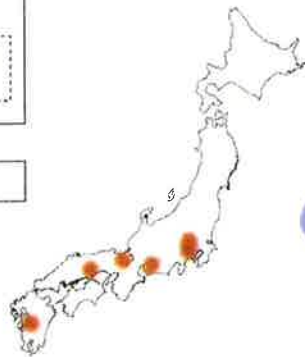
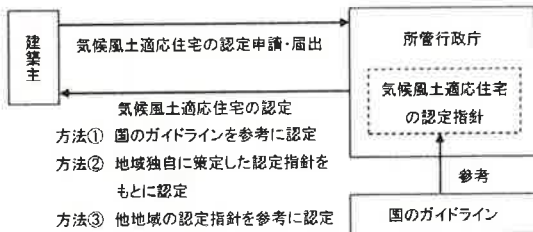
窓口：環境共生住宅推進協議会



縁側を介して室内外がゆるやかにつながり、自然や地域コミュニティに開かれた暮らしが育まれます。ガイドラインでは、住まい方や景観形成などソフト面にも言及しています。

気候風土適応住宅の認定を受けるには

建築主からの申請に応じて、**特定行政庁で認定**をします。今後 2020 年までの間に、それぞれの地域で、国のガイドラインを参照したり、行政と地域の実務者とが対話したりしながら「地域の気候風土適応住宅とは何か」を位置付けていくことになります。



埼玉、東京、愛知、京都、岡山、熊本などでは、**行政と民間との対話や勉強会**などがはじまっています。観光の推進や移住者誘致のためにも、魅力ある「**地域らしい住まい方**」を積極的に提示していきましょう。



国のガイドラインに示された気候風土適応住宅認定のための構成要素例 (ごく一部)

(日本サステナブル建築協会 でまとめた「気候風土適応住宅の認定のガイドライン・同解説書」を元に作成)

このような住宅は、2020 年に義務化される高气密高断熱寄りの省エネ基準には適合しないので「気候風土適応住宅」として建築します。風通しの良いプラン、縁側や障子等ダブルスキンの活用、深い軒庇による日射調整など、気候風土適応住宅は、外皮以外の要素の組合せで省エネに寄与します。



縁側

小屋組現し

土壁



石場建てによる開放的な床下

土間

現場製作による木製建具

落し込み板壁

丸太組構法(ログハウス)



○国土交通省告示第七百八十六号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年

経済産業省
国土交通省

令第一号）附則第二条の

規定に基づき、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

令和元年十一月十五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。

一 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること

イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること

ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること

ハ 次の(1)及び(2)に該当すること

(1) 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること

(i) 片面を真壁造とした土塗壁であること

- (ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
- (iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
- (2) 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
 - (i) 屋根が化粧野地天井であること
 - (ii) 床が板張りであること
 - (iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること

二 所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件に必要な要件を付加したものを別に定めている場合には、これに適合していること

2 所管行政庁は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前項各号に掲げる要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合においては、当該要件と同等であると認められるものを別に定めることができる。

附 則

この告示は、令和元年十一月十六日から施行する。